

働き方改革の推進(その2)

1. 働き方改革の推進に係る現状等について
2. 医師事務作業補助体制加算について
3. 手術・処置の時間外等加算について
4. **医療機関における薬剤師業務に係る評価について**
 - 4-1 周術期における薬学的管理業務について
 - 4-2 **病棟薬剤業務実施加算について**
5. 特定行為研修修了者の活用について
6. 看護職員の処遇改善と負担軽減について
7. ICTの活用について
8. 地域医療体制確保加算について
9. 論点

病棟薬剤業務実施加算について

病棟薬剤業務実施加算1 120点(週1回)
病棟薬剤業務実施加算2 100点(1日につき)

※ 病棟薬剤業務実施加算1: 一般病棟入院料、療養病棟入院料等を算定する病棟が対象
病棟薬剤業務実施加算2: 救命救急入院料、特定集中室管理料等を算定する高度急性期医療に係る治療室が対象



[算定要件]

薬剤師が病棟において病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上に資する薬剤関連業務(病棟薬剤業務)を実施している場合に算定する。

病棟薬剤業務の具体例

- | |
|--|
| ① 患者の医薬品の 投薬・注射状況の把握 |
| ② 医薬品の 医薬品安全性情報等の把握、周知 |
| ③ 入院時の持参薬の確認及び服薬計画の提案 |
| ④ 薬剤を 同時に投与する場合の相互作用の確認 |
| ⑤ ハイリスク薬 の患者への 投与前の説明 |
| ⑥ 薬剤の投与にあたり、 流量又は投与量の計算等の実施 |
| ⑦ 「医療スタッフの協働・連携によるチーム医療の推進について」※に掲げる事項 |
| ⑧ 退院時 の薬学的管理指導 |

1) 薬剤師を積極的に活用することが可能な業務

- ① 薬剤の種類、投与量、投与方法、投与期間等の変更や検査のオーダーについて、医師・薬剤師等により事前に作成・合意されたプロトコルに基づき、医師等と協働して実施
- ② **薬剤選択、投与量、投与方法、投与期間等**について、医師に対し、積極的に**処方**を提案
- ③ 薬物の血中濃度や副作用のモニタリング等に基づき、副作用の発現状況や有効性の確認を行うとともに、医師に対し、必要に応じて薬剤の変更等を提案
- ④ 薬物療法の経過等を確認した上で、医師に対し、前回の処方内容と同一の内容の処方を提案
- ⑤ 入院患者の持参薬の内容を確認し、医師に対し、服薬計画を提案するなどの薬学的管理を実施
- ⑥ 抗がん剤等の適切な無菌調製

2) 薬剤に関する相談体制の整備

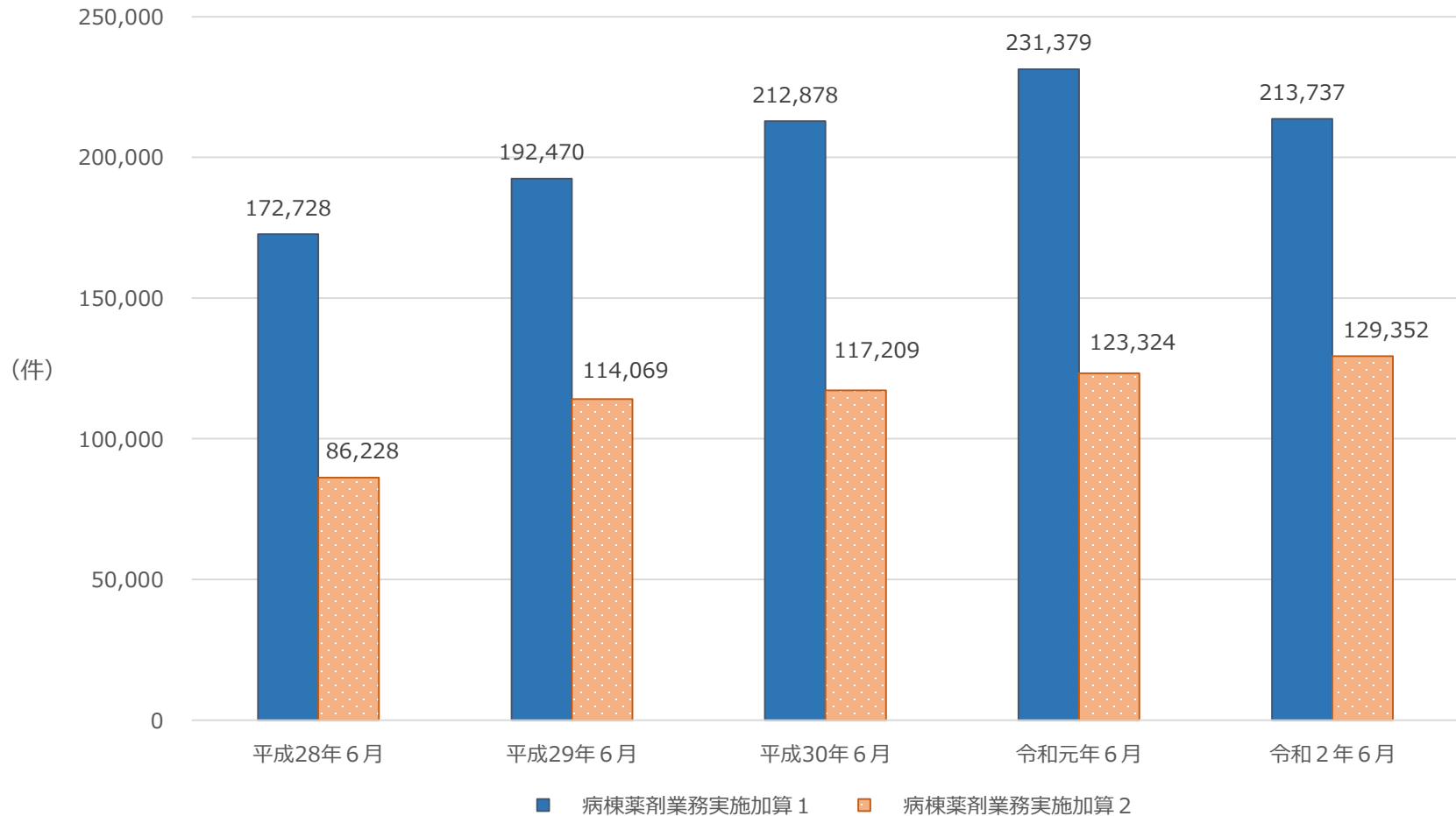
各医療スタッフからの相談に応じることができる体制を整えることが望まれる。

※ 平成22年4月30日付け医政局長通知

病棟薬剤業務実施加算の算定回数の推移

○ 病棟薬剤業務実施加算の算定回数は上昇傾向である。

病棟薬剤業務実施加算算定回数

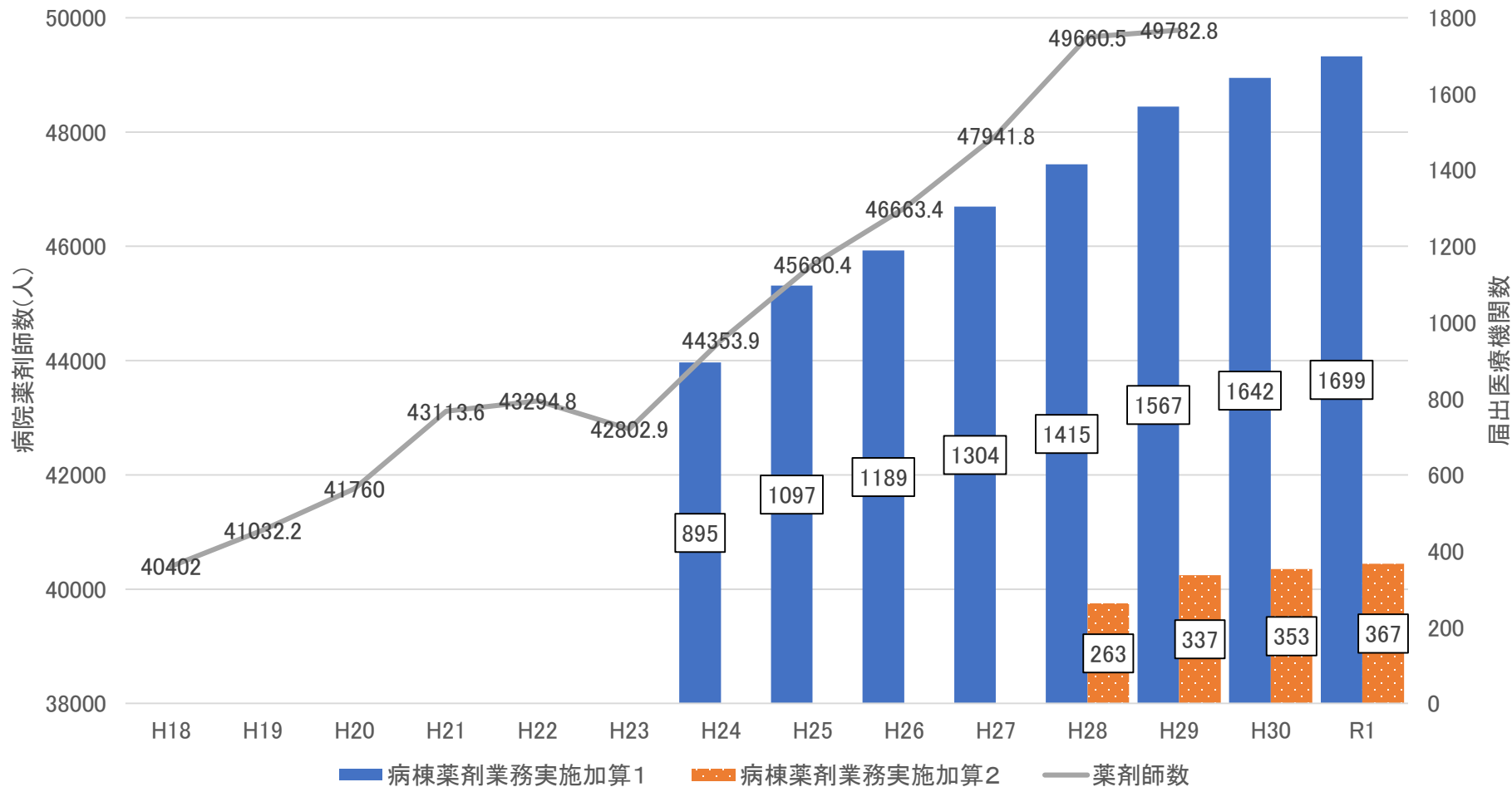


病院薬剤師数と病棟薬剤業務実施加算届出医療機関数

○ 病院薬剤師数の増加に伴い、病棟薬剤業務実施加算届出医療機関数は増加している。

病院薬剤師数(人)		
出典：医師・歯科医師・薬剤師調査		
H26	H28	H30
48,980	52,145	54,150

病棟薬剤業務実施加算届出医療機関数と病院薬剤師数



出典：日本病院薬剤師会提供資料
H24～R1病棟薬剤業務実施加算届出医療機関数、H29年度医療施設静態調査・H18～28年度病院報告 病院の従事者数(薬剤師)

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」について

(令和3年2月9日閣議決定)

政府は、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）第11条第1項の規定に基づき、成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針を別紙のとおり定める。

Ⅱ 成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

1 成育過程にある者及び妊産婦に対する医療

（2）小児医療等の体制

- ・ 小児医療等における専門的な薬学管理に対応するため、医療機関・薬局の医療従事者間の連携を推進する。

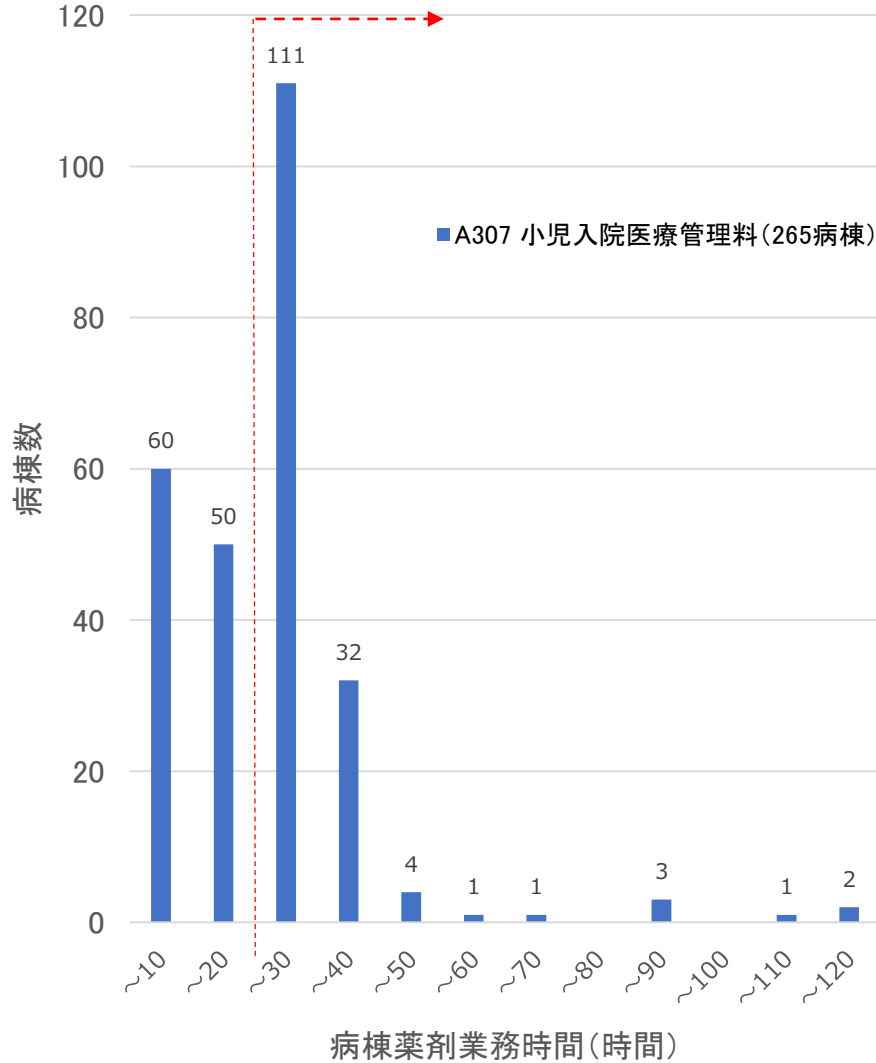
（3）その他成育過程にある者に対する 専門的 医療等

- ・ 小児期から成人期にかけて必要な医療を切れ目なく行うことができる 移行期医療の支援等、小児慢性特定疾病を抱える児童等の健全な育成に係る施策を総合的に推進する。

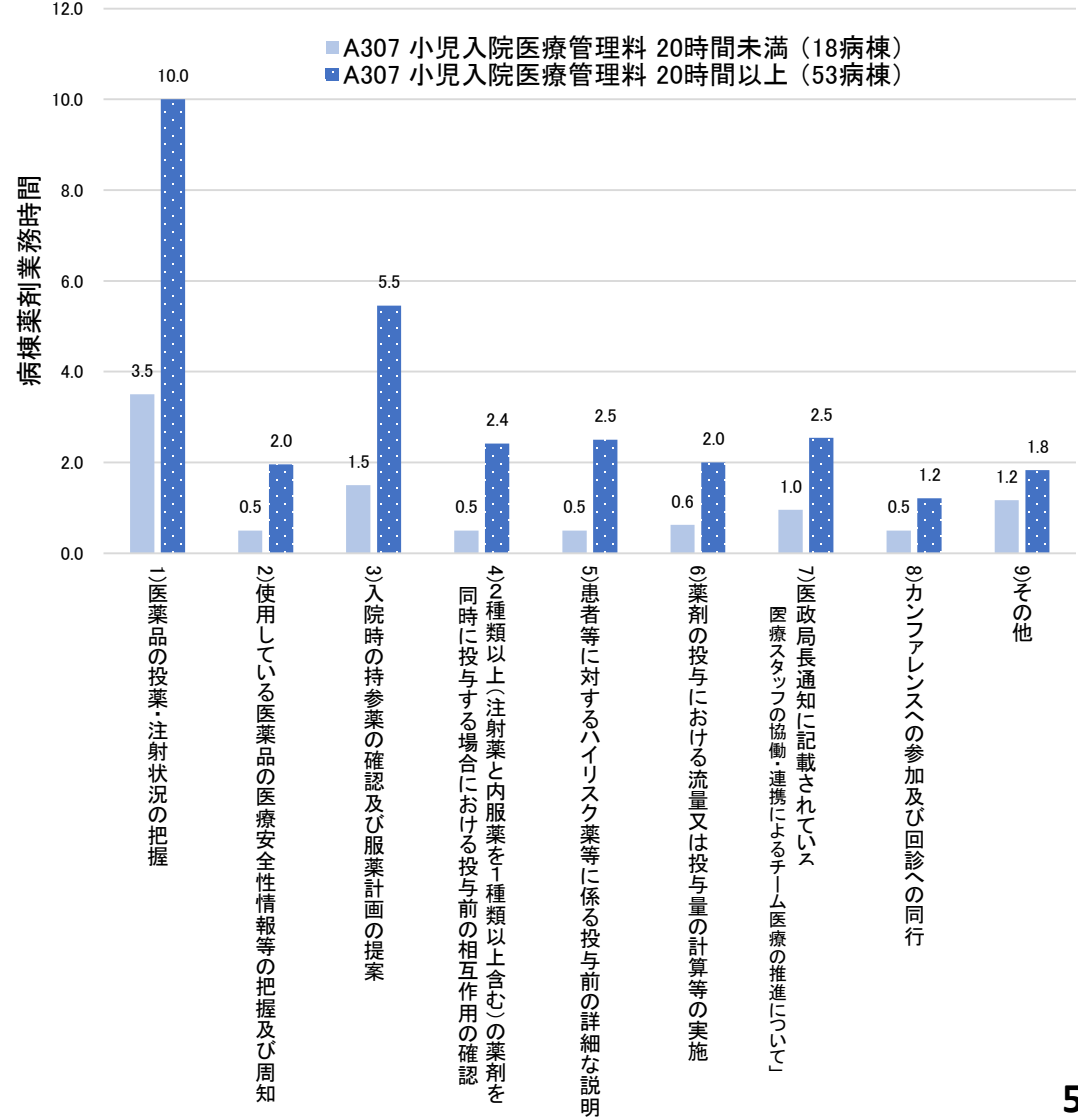
小児入院医療管理料を算定する病棟の病棟薬剤業務時間

○ 小児入院医療管理料を算定する病棟は、20時間以上の病棟薬剤業務を実施している施設が多い。

A307 小児入院医療管理料を算定する病棟の病棟薬剤業務時間(1週間当たり)



A307 小児入院医療管理料を算定する病棟の病棟薬剤業務時間の内訳 中央値(1週間当たり)



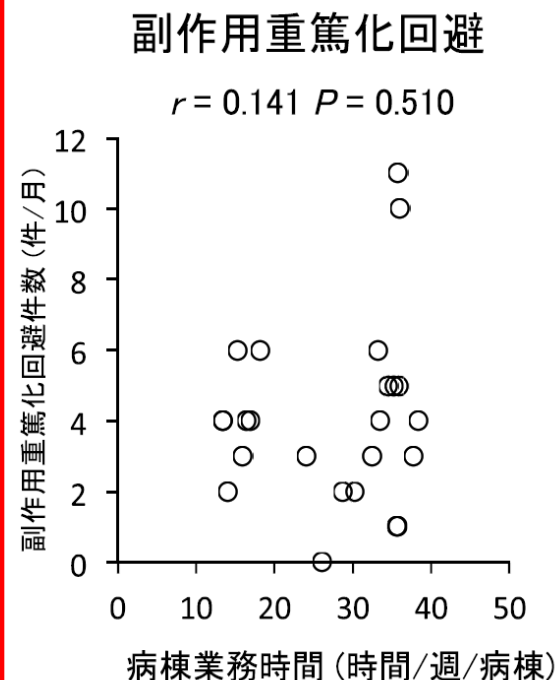
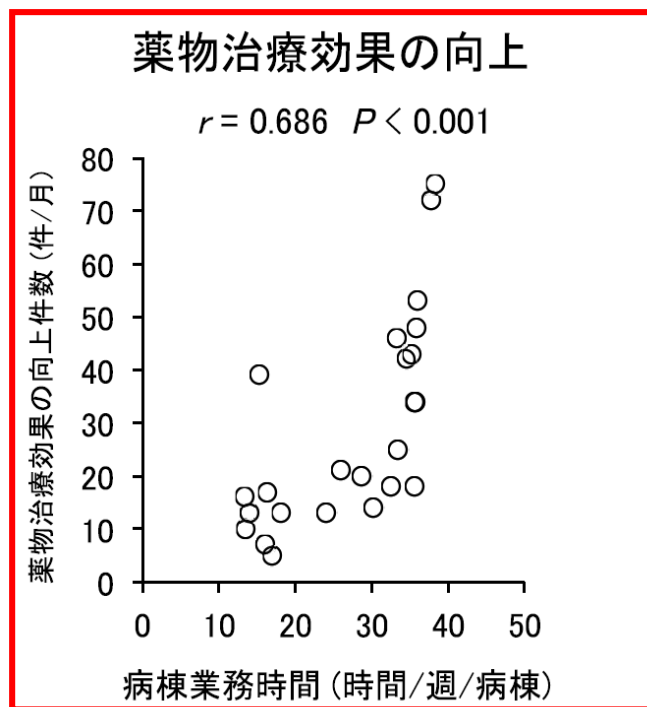
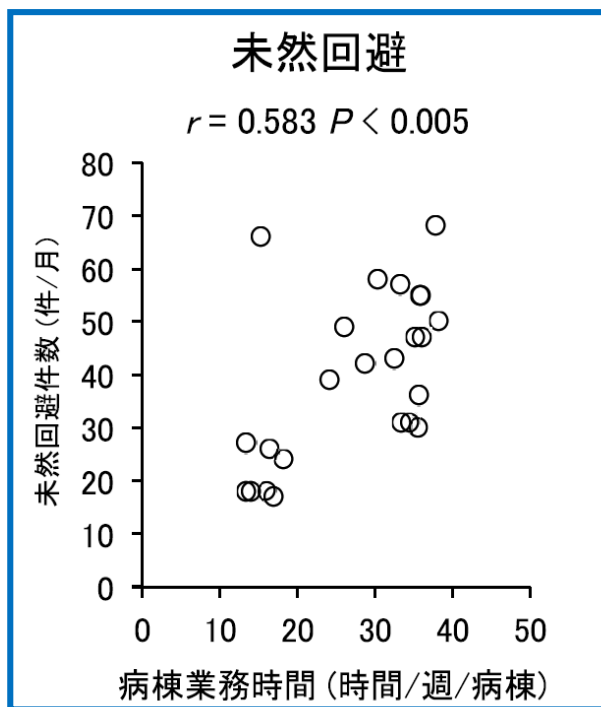
薬剤師の病棟業務時間とプレアボイド件数の関連

○ 薬剤師の病棟業務時間が多いと、薬物療法の安全性のみならず薬物治療効果の向上に寄与できる可能性がある。

【方法】2015年4月～2017年3月の24ヶ月間、病棟業務に伴うプレアボイド件数および薬剤師の病棟業務時間を調査。

※病棟業務時間には【B008】薬剤管理指導料に該当する業務に要した時間を含む

■ 各月における1病棟1週間あたりの薬剤師の病棟業務時間と報告別のプレアボイドの件数の相関



・未然回避 (薬物療法の安全性の向上に寄与)
副作用、相互作用等を未然に防止した報告

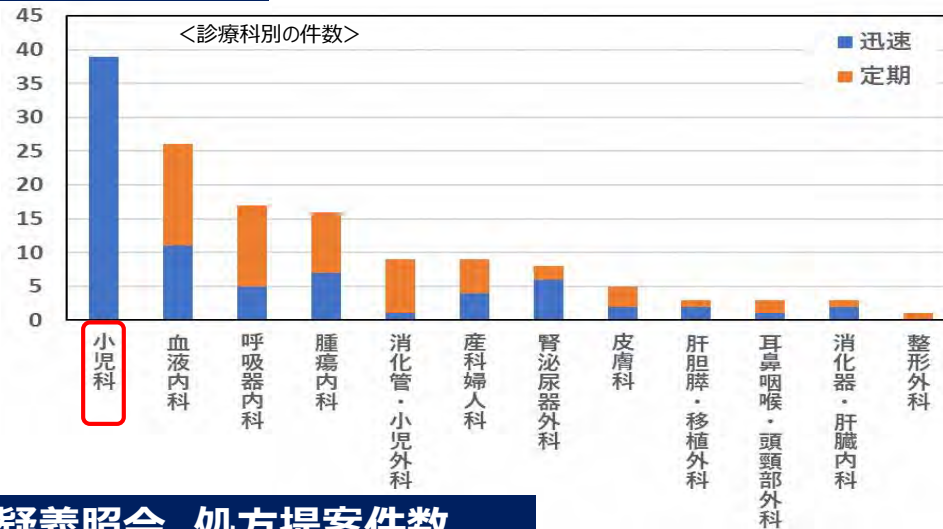
・薬物治療効果の向上 (薬物療法の有効性の向上に寄与)
薬剤の変更や用量の是正等に基づく薬物治療効果の向上による患者不利益を回避した報告

・副作用重篤回避
発現した副作用、相互作用等を発見し、薬学的ケアにより遷延化、重篤化を防止した報告

三重大学医学部附属病院の小児病棟の薬剤師の取り組み

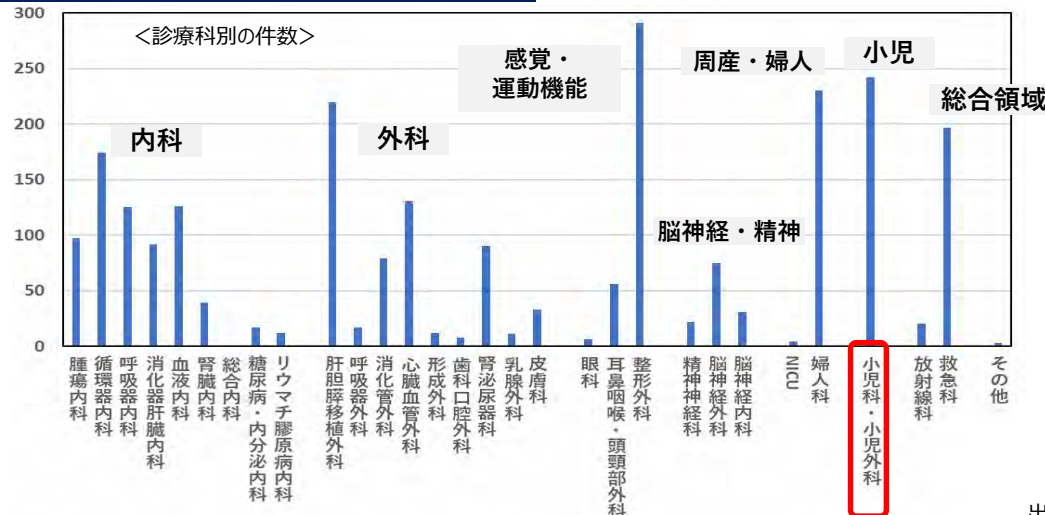
- 小児病棟において薬剤師は、下記の様な業務を実施している。
- 小児は標準治療が確立されておらず、体格により薬用量も異なるため、薬剤師によるダブルチェックの重要度が高い。

1. レジメンの把握



- ・小児は年齢・体重にあわせた個別化治療のレジメンも多く、迅速に妥当性や支持療法を確認する必要がある。
- ・化学療法の場合、性腺毒性を評価し、妊孕性温存治療について医師と協議する。

2. 疑義照会、処方提案件数



- ・小児は体重、体表面積で薬用量が異なり、成人に比して、薬剤師によるダブルチェックの重要度が高い。
- ・また、高額かつ厳格な管理が必要な医薬品が増え薬学的介入が必要とされている。

病棟薬剤業務実施加算に係る課題(小括)

- 病院薬剤師の増加に伴い病棟薬剤業務実施加算届出医療機関数は増加している。
- 薬剤師の病棟業務時間が多いと、薬物療法の安全性のみならず、薬物治療効果の向上に寄与できる可能性がある。
- 小児入院医療管理料を算定する病棟でも、病院勤務医等の負担軽減及び薬物療法の有効性、安全性の向上に資する薬剤関連業務を実施するために薬剤師が介入している。